「学校いじめ防止基本方針」

平成２６年１月　策定
（令和４年８月　最新改定）

北杜市立泉小学校

泉小学校いじめ防止基本方針

１　いじめ問題に関する基本的な考え方

＜はじめに≫

いじめは，決して許される行為ではない。しかし，いじめはどの児童にも，どの学校にも起こりうることであり，どの児童も被害者にも加害者にもなり得る事実を踏まえ，学校・家庭・地域が一体となって，未然防止・早期発見・早期対応に取り組まなければならない。

いじめは，いじめを受けた児童の心身の健全な成長に重大な害を与え，その生命又は心身に危険を生じさせる恐れがある。すべての児童がいじめを行わず，いじめを放置せず，いじめが心身に及ぼす影響を理解する必要があり，そのための具体的な指導や環境整備が求められている。

いじめ問題は，校長のリーダーシップのもと，学校全体で組織的に進めていく必要があり，学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに，いじめが疑われる場合は，適切かつ迅速にこれに対処し，さらにその再発防止に努めなければならない。とりわけ「いじめを生まない学校づくり」を目指し，教育活動全体を通して，好ましい人間関係づくりや豊かな心の育成等のために，日々取り組んでいく必要がある。

本校では，以下の法律や基本方針等を斟酌し，泉小学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的方針を策定（改定）した。

○「いじめ防止対策推進法」（平成２５年６月）第１３条の規定（学校いじめ防止基本方針）
○「いじめ防止等のための基本的な方針」【国】（平成２５年１０月策定　平成２９年３月改定）
○「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」【国】（平成２９年３月策定）
○「山梨県いじめの防止等のための基本的な方針」（平成２６年２月策定　平成３０年９月改定）
○「北杜市いじめ防止基本方針」（平成２６年２月策定　令和４年３月改定）
○「いじめ対応アクションプラン」【北杜市・北杜市教育委員会】（令和４年３月策定）
○「いじめの重大事態対応マニュアル」【北杜市教育委員会】　（令和４年３月策定）

１　いじめの定義（いじめ防止対策推進法第２条１項参照）

本基本方針の対象となる「いじめ」とは，「本校に在籍している児童に対して，一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているもの。」と定義する。

「物理的な影響」とは，身体的な影響のほか，金品をたかられたり，隠されたり，嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけあいであっても，見えない所で被害が発生している場合もあるため，背景にある事情の調査を行い，児童の感じる被害性に着目し，いじめに該当する否かを判断する。

本校では，「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち，この「いじめ」の定義に関わらず，その訴えを真摯に受け止め，児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ対応に当たる。

２　いじめに関する基本的認識

「いじめ問題」には以下のような特質があることを十分に認識して，的確に取り組むことが必要である。

①いじめは，人権侵害であり，人間として決して許されない行為である。
　いじめは許されない，いじめる側が悪いという毅然とした態度を徹底する。
　いじめは児童の成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。
②いじめは，どの児童にも，どの学校にも，どの学級にも起こりうることである。
③いじめは，大人の気づきにくいところで行われることが多く，発見しにくい。

④いじめは，様々な態様がある。（ＳＮＳ等，インターネットを活用した誹謗中傷も含まれる。）
⑤いじめは，いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
⑥いじめは，教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
⑦いじめは，解消後も注視が必要である。
⑧いじめは，学校，家庭，地域など全ての関係者が連携し，総掛かりで取り組むべき問題である。

２　いじめ対策の組織

「いじめ問題」への組織的な取組を推進するために，以下の「いじめ対策委員会」を設置し，この組織が中心となり，教職員全員で共通理解を図り，学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

１　「いじめ対策委員会」の構成員
校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，特別支援教育コーディネーター，学年主任，学級担任，養護教諭，（スクールカウンセラー　等）
※事案により構成員は柔軟に編成すると共に，必要に応じて適切な専門家を加える。

２　いじめ対策委員会の役割
本校における，いじめ防止等の取組に関することや，相談内容の把握，児童や保護者へのいじめ防止の啓発等に関することを行う。
・「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
・いじめの相談，通報等の窓口としての役割
・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録，共有を行う役割
・重大事態発生時における組織的対応の中核としての役割
※「いじめ対策委員会」は，生徒指導校内委員会と連動して月１回程度開催する。
※「いじめ対策委員会」での内容や事案に応じての対応については，職員会議等において報告し周知徹底させる。

３　「いじめ対策委員会」に関する記録の保存
・いじめ問題に関連する記録は５年間保存し，児童の進学・進級にあたって，適切に引継いだり情報提供したりできる態勢をとる。

３　未然防止の取組

いじめ問題においては，「いじめが起こらない学級・学校づくり」を始めとして，未然防止に取り組むことが最も重要である。
未然防止の基本は，好ましい人間関係を築き，確かな学力と豊かな心を育て，規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことである。全ての児童が活躍できる場面を作り出す視点で，「授業づくり」や「集団づくり」を行う。更に「居場所づくり」や「絆づくり」をキーワードに学校づくりを進め，すべての児童に集団の一員としての自覚や自信を育て互いを認め合える人間関係，学校風土を作り出していく。
＜児童に対して＞
・児童一人一人が認められ，お互いを大切にし合い，学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また，学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
・わかる授業を行い，児童に基礎・基本の定着を図るとともに，学習に対する達成感・成就感を育てる。

・思いやりの心や児童一人一人がかけがえのない存在であるといった命の大切さを道徳の時間や学級活動の指導を通して育む。
・「いじめは決して許されないこと」という認識を児童が持つよう様々な活動の中で指導する。
・見て見ないふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや，「いじめ」を見たら教職員や友達に知らせたり，やめさせたりすることの大切さを指導する。その際，知らせることは決して悪いことではないことも合わせて指導する。
・ＳＮＳ等，インターネット上のいじめが，重大な人権侵害に当たることを十分に理解させるために，外部機関の協力を得ながら講演会を実施するなど，情報モラル教育の指導の充実を図る。
・児童がいじめの問題を自分のこととして捉え，考え，議論することによりいじめに正面から向き合うことができるように実践的な取組を行う。その際，人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶようにする。

＜教職員に対して＞
・児童一人一人が，自分の居場所を感じられるような学級経営に努め，児童との信頼関係を深める。
・児童が自己実現を図れるように，児童が生きる授業を日々行うことに努める。
・児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級活動の充実を図る。
・「いじめは決して許さない」という認識を全教職員がもっていることを，教育活動全体を通して児童に示す。
・児童一人一人の変化に気づく，鋭敏な感覚を持つように努める。
・児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。
・校内研修等を通して「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。特に，自己の人権感覚を磨き，教職員自身の言動を振り返るようにする。
・問題（情報等）を抱え込まないで，管理職への報告をするとともに，学年や同僚への協力を求めるなど，組織的に対応することの重要性や必要性を理解する。

＜学校全体として＞
・全教育活動を通して，「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
・いじめに関するアンケート調査（学校生活アンケート）を各学期２回実施し，その結果から児童の様子（状況）の変化などを把握し，教職員全体で共有する。
・「いじめ（問題）」に関する校内研修を行い，本校教職員の理解と実践力を高める。
・校長が「いじめ問題」に関する講話を全校集会で行い，人として「いじめは絶対に許されない」ということと，更に「いじめ」に気づいた時にはすぐに担任をはじめ，周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝える。
・「いじめ問題」に関する児童会としての取組を行う。
・教職員の業務の見直しを行うことによって，相談に応じる時間を一層確保し，いつでも，誰にでも相談できる体制の充実を図る。
・発達障害を含む障害のある児童，海外や他地区から転入した児童，性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童等，特に配慮が必要な児童への組織的な指導を行う。

＜保護者・地域に対して＞
・本校の「学校いじめ防止基本方針」を，全家庭に配付すると共に学校のホームページで公開する。
・児童が発する変化のサインに気づいたら，学校に相談することの大切さについて啓発する。
・「いじめ問題」の解決には，学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校だより（「湧水」），地域への道徳授業公開，学校運営協議会等の関係組織を通して伝え，理解と協力を依頼する。
・「いじめ対応アクションプラン」（北杜市・北杜市教育委員会）の各家庭への配付，並びに記載内容に関する周知を図る。

４　早期発見への取組

一般的にいじめは，早期発見が早期解決につながる。早期発見のために，日頃から教職員が児童との信頼関係を構築することに努めることが大切である。そのためには，分かる授業，心の居場所となる学級経営の推進の他，教育活動全般に対する教育相談的な配慮が不可欠である。

いじめは，教職員や大人が気づきにくいところで起きやすく，潜在化しやすいことを認識する必要がある。児童の些細な言動から，小さな変化を敏感に察知し，表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取れる感性を高め，いじめを見逃さない力を向上させることが求められている。

日頃から，児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つようにするとともに，定期的なアンケート調査や教育相談（児童面談）の実施により，児童がいじめを訴えやすい体制を整え，実態把握に努めるばかりでなく，保護者面談や自由相談期間等を設け保護者と連携して情報を収集するように努めていく。

早期発見のための手だて

・「いじめ対策委員会」（校内委員会）や職員会議等における情報共有
　定期的に児童の人間関係の変化や「学校生活（いじめ）アンケート」に関する情報共有を図る。
・「学校生活（いじめ）アンケート」調査の実施
　５月，７月，１０月，１２月，１月，３月に「学校生活（いじめ）アンケート」を実施する。
・個人ノート（生活ノート）の活用
　学年の実態に応じ，日記帳や短作文ノート等を通してコミュニケーションをはかる。
・「きずなの日」等を活用しての個人面談の実施
　学級担任は「学校生活アンケート」やｈｙｐｅｒ－ＱＵの結果を資料として，全児童と実施する。
・スクールカウンセラー（ＳＣ）との連携・協働の強化
　ＳＣによる，全児童との面談を行うことにより，ＳＣの認知と児童一人一人の状況把握へつなげる。
・ｈｙｐｅｒ－ＱＵ等の各種調査の結果に基づいてのスクーリングを行う。なお，ｈｙｐｅｒ－ＱＵにおいて「要支援群」となった児童に対しては，ＳＣと優先的に面談を実施する。
・児童や保護者が，ＳＣと相談できる体制を整える。
・ＳＣによる授業参観や生活の様子の参観等を通して，児童の人間関係を見立てたり，教員の対応に関する助言を得たりする。
・教職員による日々の観察（保健室の様子　等）
・本人，友達，保護者，地域の方からの相談

早期の対応のための方策

・教職員が気づいた，あるいは児童や保護者より相談があった場合，事実関係を早期に把握する。その際，被害者，加害者といった単純な二者関係だけではなく構造的に問題を捉える。
・事実関係を把握する際には，いじめ対策委員会が中心になると共に，情報を教職員間で共有するなど組織的な体制のもとに行う。
・いじめている児童（加害側）に対しては，「いじめ」であることを認識（理解）させると共に，「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み，まず，いじめることをやめさせる。
・いじめることがどれだけ，相手を傷つけ，苦しめていることに気づかせるような指導を行う。
・いじめてしまう気持ちを聞き，その児童の心の安定を図る指導を行う。
・事実関係を正確に当該児童の保護者に伝え，学校での指導，家庭での対応の仕方について，学校と連携し協力し合っていくことを伝えていく。

５　いじめへの対処

１　基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合には，特定の教職員で抱え込まず，速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに，教育的配慮の下，毅然とした態度で加害児童を指導する。その際，謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく，社会性の向上等，児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

いじめは，単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは，少なくとも以下の２つの要件が満たされている場合とし，校長が最終的に判断する。

〇いじめに係る行為が止んでいること　（少なくとも３か月の経過を確認する）

〇被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

２　教職員全員の共通理解の下，保護者の協力を得て，関連機関・専門機関と連携して対応に当たる。なお，いじめを認知した時点では「重大事態」を想定し，ガイドラインに沿った初期対応を行う。

（１）いじめられていた児童（被害者側）や保護者への対応と支援

・管理職や関係教職員でこれまでの経過を共通理解すると共に，対応する際には複数の教職員で対応する。
・時間をかけて共感的にじっくりと聞きながら，可能な限り詳細に事実確認をする。
・保護者の思いをしっかりと聞き，これまでの指導で不十分な点があれば謝罪をする。
・児童と保護者に，学校で安心して生活できるようにすることを約束するとともに，具体的な対応については，今後，継続して連絡を取り合う中で説明することを伝える。
・収集した情報は速やかに生徒指導担当者や管理職に伝える。
・管理職や関係教職員で，これまでに得た情報をもとに協議し，課題を明確にするとともに，今後の指導方針及び指導内容，役割分担について決定する。
・いじめられていた児童に対しては，心のケアに努めるとともに，安心して学校生活等が送れるよう守っていくことを約束する。

（２）いじめていた児童（加害者側）への指導・保護者への助言

・５Ｗ１Ｈに基づき，正確に事実を把握する。聞き取る際には，児童の人権やプライバシーに配慮するとともに，思い込みや憶測が入らないように慎重に行う。
・対応する際には，担任だけでなく複数の教職員で対応する。
・児童に確認した事実に基づき，行った行為及びその行為を受けた児童の心情を伝え，行為の重大性に気づかせ，反省を促すとともに，謝罪の方法等について共に考えながら指導する。
・保護者に，いじめの解決を通して児童のよりよい成長を促したいという教職員の願いを伝え，協力を求める。
・保護者が孤立感を感じないように配慮し，保護者と共に解決に向けての取組を考えながら，家庭での児童への接し方等について助言する。
・いじめた児童が抱える問題など，いじめの背景にも目を向けながら，当該児童がいじめを繰り返さないよう継続的に指導する。
・スクールカウンセラーによる教育相談を活用する。

（３）いじめが起きた集団への働きかけ

・いじめは，加害・被害という二者関係では無く，それを取り巻く「観衆（周辺者）」の対応が状況を大きく左右する。日頃より集団全体として，いじめを許容しない雰囲気の形成に努める。
・いじめの問題について話し合わせるなど，児童全員に自分の問題として考えさせ，いじめは絶対に許されない行為であることを確認する。

・いじめられた者のつらさを理解させるとともに，はやし立てたり傍観したりする行為がいじめを助長させることを理解させ，いじめを許さない態度の育成を図る。
・いじめの事実を伝えて指導する場合は，必ず本人と保護者の了解を得て行う。

（４）インターネット上のいじめへの対応

・ネットいじめを発見した場合には，いじめ対策委員会で情報を共有するとともに，教育委員会と連携しながら当該いじめに関わる情報の削除等を求める。
・児童の生命，身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは，直ちに警察署に通報し，適切に援助を求める。
・保護者に対しては「青少年インターネット環境整備法」や山梨県「青少年保護育成のための環境浄化に関する条例」等の法令の規定を踏まえ，保護者の責務について周知を図る。
・ＧＩＧＡスクール構想（一人一台端末の使用）に伴い，家庭向け資料「みんなで学ぼうタブレット活用のルール　家庭向けＱ＆Ａ」（北杜市立泉小学校　令和４年７月作成）を全家庭に配付し，学校が貸し出しているタブレット端末の利用上の留意点を周知する。

６　重大事態への対処

１　基本的な考え方

市教育委員会又は学校は，「いじめ防止対策推進法」第 28 条第 1 項に基づき，重大事態に対処し，及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため，速やかに，市教育委員会又は学校の下に組織を設け，質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

いじめの重大事態については，本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成２９年３月）文部科学省」により適切に対応する。

調査を要する重大事態の例として次のようなことが考えられる。

（１）いじめにより，生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

・児童が自殺を企図した場合・身体に重大な傷害を負った場合・金品等に重大な被害を被った場合
・精神性の疾患を発症した場合

（２）いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

・不登校の定義を踏まえ，年間３０日を目安とするが，児童が一定期間，連続して欠席しているような場合も市教育委員会又は学校の判断で重大事態と捉える。

（３）児童や保護者から，いじめにより重大な事態が生じたという申立てがあったとき

・児童や保護者からの申立ては，学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから，調査をしないまま，いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

２　重大な事案が発生した場合

速やかに北杜市教育委員会に報告し，指示に従って必要な対応を行う。

（１）学校または市教委の下に，重大事態の調査組織を設置

・調査を行う組織については，弁護士や精神科医，学識経験者，心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者であって，

当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について，職能団体や大学，学会からの推薦等により参加を図ることにより，当該調査の公平性や中立性を確保するよう努める。

（２）調査組織で，事実関係を明確にするための調査を実施

（３）いじめを受けた児童及びその保護者に対して事実関係などを適時・適切な方法で説明

（４）当該児童及びその保護者の意向を十分に配慮した上で，保護者説明会等により，適時・適切に全ての保護者に説明するとともに，解決に向け協力を依頼

（５）調査結果を踏まえ，未然防止・早期発見・対処・情報共有等の方法について再発防止策をまとめ着実に実施

７　子どもの命と人権を守るための対策

１　自殺（自死）対策について

・「命の学習」や「地域自殺対策強化事業」等，自殺予防に関連する授業の実施
　５年生児童並びにその保護者を対象とした「命の学習」の実施
　６年生児童並びに希望する保護者を対象とした「自殺予防」に関する授業の実施

８　その他の留意事項

１　組織的な指導体制

いじめへの対応は，学校長を中心に全教職員による協力体制を確立することが重要である。一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく，学校における「いじめ対策委員会」で情報を共有し，組織的に対応することが必要である。いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう，平素からこれらの対応の在り方について，全ての教職員で共通理解を図る。

２　校内研修の充実

「いじめ問題」を始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。
本校の「学校いじめ防止基本方針」を共通理解するために，研修の時間を確保する。

３　校務の効率化

校務の効率化を一層進め，児童と向き合う時間を確保する。

４　学校評価

学校自己評価においては，年度毎の取組について児童，保護者からのアンケート調査，教職員による評価を行い，ＰＤＣＡサイクルを生かし，次年度の取組を改善していく。

５　地域や家庭との連携について

（１）地域全体における「いじめは絶対に許されない」という意識の醸成

・ＰＴＡ活動や地域の会合（地区民会議）等で，いじめ問題やいじめに対する本校の対応（基本方針）などを周知すると共に，健全育成について話し合いを実施することを依頼する。

（２）いじめ等に関する相談窓口の紹介

・「ほくと　こども相談ホットライン」等，いじめ等の諸問題に関する相談先を紹介することにより，複数の組織で関係者（被害児童・加害児童・保護者等）を支えるよう努める。

＜別表＞いじめ防止指導計画　　【令和４年８月改定】

いじめ未然防止や早期発見のために，学校全体で組織的，計画的に取り組む。年度当初に年間の計画を確認し合うとともに，組織体制を整える。

	４月	５月	６月	７月	８月	９月
会義	いじめ防止対策委員会【通年】 保護者会等で啓発			評価・改善策検討		
	生徒指導校内委員会（いじめ防止対策委員会）の開催・事案発生時の緊急対応会議の開催					
防止対策	学級づくり，人間関係づくり					
	児童会の取組【通年】		「命の学習」に関する教室	ネット利用に関する教室	教職員研修	
早期発見		いじめアンケート①		いじめアンケート②	Ｑ－Ｕの分析① 要支援群への対応	
	スクールカウンセラーによる全児童との面談・保護者（希望者）との面談					

	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月
会義			評価・改善策検討			
	生徒指導校内委員会（いじめ防止対策委員会）の開催・事案発生時の緊急対応会議の開催					
防止対策	学級づくり，人間関係づくり					
	児童会の取組【通年】		人権教室			
早期発見	いじめアンケート③		いじめアンケート④	学校評価アンケート いじめアンケート⑤ Ｑ－Ｕの分析②		いじめアンケート⑥
	スクールカウンセラーによる全児童との面談・保護者（希望者）との面談					

※「いじめアンケート」と「学校生活アンケート」は同一のものである。

本基本方針は，平成２６年　１月　策定
平成３０年１１月　改定
令和　４年　８月　改定